欧州の医薬分野における、不当な特許侵害仮差止により権利者が得た利益の吐き出し



日本弁理士·欧州弁理士 青木 健一郎

要約

先発品メーカーが後発品の製造販売に対して行った特許侵害仮差止が、後の特許無効により事後的に不当な権利行使とみなされる場合がある。後発品の発売が遅れた期間中、公的医療保険は 先発品と後発品の価格差について追加の支出を被ることになるが、その救済はこれまで特に議論 されてこなかった。本稿では、先発品メーカーから公的医療保険機関への利益の吐き出しについ て、欧州での最近の事例から今後の動向を展望する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 医薬分野における仮差止と権利者が得た利益の吐き出し
- 3. 欧州での不当な利益の吐き出しを認めた事例
 - 3-1. 大陸法のアプローチ (オランダ)
 - 3-2. 英米法のアプローチ (英国)
- 4. 考察
- 5. おわりに

1. はじめに

仮差止は、差し迫った特許侵害を食い止めるために有効な手段である¹。しかし、仮差止の決定は本案訴訟での十分な主張立証を経ることなく行なわれるため、その判断には常に誤りが含ま

¹ 本稿では、欧州における「preliminary injunction」の訳語として「仮差止」を用いる。差止請求権を被保全権利とする仮処分と同義である。また、「不当な仮差止」は、本文で説明するように、仮差止が後の特許無効により事後的に不当な権利行使であったと判断されることを意味するにとどまり、仮差止の請求自体が権利濫用など不当なものであったことを意味するものではない。